

○水戸市内原高齢者センター条例

平成16年12月22日

水戸市条例第65号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、内原高齢者センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るため、内原高齢者センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市内原高齢者センター

位置 水戸市内原町1397番地の5

(使用できる者)

第3条 水戸市内原高齢者センター（以下「センター」という。）を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住する者で60歳以上のもの
- (2) 高齢者相互及び世代間の交流の推進を図る者及び団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による使用の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、センターの使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

2 東茨城郡内原町編入の日前に、旧内原町高齢者センター設置及び管理に関する条例（平成2年内原町条例第8号。以下「旧町条例」という。）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 東茨城郡内原町編入の日前に、旧内原町長から受けた同日以後の使用の許可に係る使用料の額については、旧町条例の規定により定めた額とする。